

長期施設管理計画の主な記載内容

主な記載項目	内 容
長期施設管理計画の期間	➤ 2025年7月28日から2035年7月27日 (運転開始後30年を迎えた日から10年間)
劣化評価の方法および結果	➤ 発電所の設備や建物などの経年劣化の程度を確認するための点検を実施。その点検結果を踏まえ、劣化評価（経年劣化に関する技術評価）を行い、安全上問題となるような事象が発生していないことを確認。また、今後安全上問題となるような事象が発生する可能性についても評価を実施。 ➤ その結果、現時点で安全上問題となる経年劣化事象は発生していないことを確認。また、今後の経年劣化の進展具合を予想した結果、経年劣化状況を管理していくために追加の保全策や設備更新などを実施することとした。
劣化を管理するために必要な措置	➤ 劣化評価に基づく保全策や設備更新なども含め、発電所の設備や建物などの経年劣化の程度を管理していくための点検計画や取替計画を策定。
技術の旧式化への対応 (サプライチェーン等の管理)	➤ 機器や部品は古くなると製造中止となるため、発電所の安全性を維持するためには新型品に取り換える等の対応が必要である。その製造中止品の情報の入手から新型品への取替までの一連の対応等を、適切に管理するためのルールを策定。
劣化管理に係る方針および目標	➤ 発電所の設備や建物などの経年劣化を管理し、発電所を維持していくための方針と目標を設定。
劣化管理に係る 品質マネジメントシステム	➤ 発電所の設備や建物などの経年劣化の程度を適切に管理するためのルールを策定。